

熊本市学校教育施設整備基金条例の制定について

熊本市学校教育施設整備基金条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市学校教育施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 本市の学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、熊本市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第 1 条に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

本市の学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるための熊本市学校教育施設整備基金を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。